平成２６年（フ）第２３号
新潟県上越市南本町３丁目６番２号上新201号
債務者　園田　宏司
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１０号
兵庫県小野市片山町1500番地の７
債務者　宮田　由美
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第１３号
兵庫県小野市西本町574番地の35
債務者　新杦　剛志
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第４２号
長崎県長崎市清水町21番６号　Ｂｅｎ匠２番館30Ａ、旧住所長崎県長崎市滑石１丁目３番17号　102
債務者　大谷　栄之
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５号
長崎県大村市古賀島町94番地６　トラッド201号、前住所長崎県大村市赤佐古町１番地４
債務者　髙比良倫介
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
鹿児島県南さつま市加世田村原２丁目15番地11
債務者　永留　景亮
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第１２号
鹿児島県枕崎市白沢東町585番地
債務者　田畑　憲一
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第１６０号
宮城県名取市田高字原473番地の１　コーポラス和201号
債務者　本田留利子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２５号
茨城県坂東市沓掛783番地10　神明ハイツＣ
債務者　島田　　彰
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２６号
茨城県坂東市沓掛783番地10　神明ハイツＣ
債務者　島田　　薫
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第３１号
茨城県結城市大字結城12020番地83
債務者　荒川サツキ
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第３２号
茨城県常総市豊岡町乙1513番地
債務者　岩田　晃久
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第３５号
茨城県筑西市飯島529番地４
債務者　大久保みち子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第４４号
茨城県筑西市乙151番地27　メゾン青木103
債務者　臼井ミツ江
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第４５号
茨城県筑西市乙151番地27　メゾン青木103
債務者　臼井　桂次
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第４６号
茨城県下妻市今泉55番地３　ハイセゾンコーポＡ棟101号室
債務者　柿崎　　巧
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第４７号
茨城県坂東市鵠戸686番地、前住所東京都西東京市東伏見２丁目６番８号　コスモスマンション302号
債務者　石塚　正樹
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部